

反論書

令和元（2019）年 10 月 25 日

名古屋市長 河村 たかし 殿

愛知県知事 大村 秀章

貴職の令和元年 10 月 18 日付けの回答書に対し、下記のとおり反論します。

記

1 事実関係

私から、10 月 11 日付けの公開質問状において当時の状況をお伝えしましたが、貴職からの回答には以下のとおり事実誤認があります。

- (1) 貴職が 10 月 8 日に愛知芸術文化センターに来られた際に対応したのは、本県トリエンナーレ推進室の職員ですが、当該職員は、貴職から「中はいかんのか。」と聞かれ、「駄目です。」と伝えたのであり、「会館の外で」とは発言しておりません。
- (2) 当該職員は、貴職が入館後に、その後生じることが想定される大きな混乱を避けるため、愛知芸術文化センターの 2 階で、引き続き、抗議活動を断念してもらうため話をしようとしたのですが、貴職は、随行者に促され、2 階の西玄関から外にでて、既に抗議活動を行っていた他の方に合流されました。貴職は認識していないと主張されていますが、居合わせた愛国倶楽部と称する団体等と一緒に抗議活動をされたことは、紛れもない事実であります。
- (3) さらに、合流された場所では、愛知芸術文化センター長の承認を受けていないプラカード等が掲げられており、貴職は、座り込んで、大声で演説を行い、最後には上記団体等と一緒に、私を誹謗するシュプレヒコールも行われました。（※Web 上の動画で確認できます。）
- (4) 抗議活動が行われた場所は、愛知芸術文化センターの西出入口からオアシス 21 の緑の大地に繋がる芸文センター敷地内のペDESTリアンデッキであり、許可されていないプラカードを掲げるなどの抗議活動が禁止されている場所ですが、トリエンナーレ推進室職員や愛知芸術文化センター職員は、当時の状況から、抗議活動を制止することは騒ぎが大きくなり、退去を命ずれば、他の来場者に影響が出るなど大きな混乱を招く可能性が高いと判断し、抗議活動が終了するまで、他の来場者の安全確保を図るべく対応していたものであります。
- (5) また、当時の写真を見れば、貴職の抗議活動によりデッキの北側半分が人で埋め尽くされ、視覚障害者を誘導するブロックも占拠されており、オアシス 2

1の「緑の大地」から芸文センター2階の西出入口への通行の妨げになったことは明らかであります。

2 「合法的な街宣活動」との主張について

- (1) 上記1のとおり、10月8日の貴職の行為は、愛知芸術文化センターの敷地内で、所定の手続きを経ずに行われた行為であり、愛知芸術文化センター条例（平成3年愛知県条例第2号）第9条並びに愛知芸術文化センター管理規則（平成4年愛知県規則第88号）第39条に基づく愛知芸術文化センター栄施設管理規程（平成4年10月30日制定）第6条及び第7条の規定に違反するものです。
- (2) また、貴職は、愛知芸術文化センター栄施設管理規程において、「施設」の範囲について明定されていないと主張されていますが、同規程第2条で、「愛知県美術館」と「上記以外の県管理施設」と明記しており、今回の場所は愛知芸術文化センターの西出入口からオアシス21の緑の大地に繋がる芸文センター敷地内のペDESTリアンデッキであり、「美術館以外の県管理施設」の一部に該当します。
- (3) ちなみに、貴職が抗議活動をされた愛知芸術文化センター敷地内のデッキは、名古屋市が管轄する久屋大通公園オアシス21の「緑の大地」に繋がっていますが、「緑の大地」内であれば、こうした行為は「合法的な街宣活動」として許されたと考えておられたのでしょうか。

「緑の大地」であっても、貴職が行った抗議活動と同様の行為を許可なく行うことは、名古屋市都市公園条例第4条第13項及び久屋大通公園内の行為に係る取扱要綱第6条に基づき「管理に支障があると認められるもの」に該当するものと考えられ、その旨は、公園入口に掲げられた利用者への案内板にも明記されています。

3 内容虚偽の事実について

貴職が掲げた、「日本国民に問う！陛下への侮辱を許すのか！」というプラカードは、「あいちトリエンナーレ2019」の一企画「表現の不自由展・その後」に出展された大浦信行氏の作品を指してのことと思われませんが、仮にそうであれば、全く事実と異なるものです。

事実関係につきましては、「あいちトリエンナーレのあり方検証委員会」の中間報告P36に記載されておりますので、ご参照ください。

以上のように、貴職の行為は、事実と異なるレッテル貼りを行って、誹謗中傷のヘイトまがいのスピーチを、それも県の施設で勝手に行ったものであり、到底許されるものではありません。貴職に猛省を促すとともに、改めて謝罪を要求します。